

ID: 103

担当部署: 町民生活課

処分の概要	一般廃棄物処理業の許可申請手数料等の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条		
例規番号	昭和60年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)</p> <p>第8条 法第7条第1項及び第6項の規定による許可若しくは法第7条の2第1項の規定による変更の許可若しくは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可及び変更申請手数料 1件につき 3,000円</p> <p>(2) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 3,000円</p> <p>(3) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 2,000円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日